

株式分割に関する基準日設定公告

平成 26 年 3 月 14 日

株主各位

東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号
株式会社ぐるなび
代表取締役社長 久保 征一郎

当社は、平成 26 年 2 月 5 日開催の取締役会において、平成 26 年 4 月 1 日付をもって普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議しました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 26 年 3 月 31 日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 26 年 5 月中旬にお届出住所にお送りする予定です。
- 平成 26 年 4 月 1 日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
 - 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
特別口座管理機関 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)